

広島県告示第四百六十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所呉支所において、令和五年四月三日までの間、縦覧に供する。

令和五年三月二十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

一般国道

二 路線名

四八七号

三 道路の区域

区 間	新旧の別		備考
	新	旧	
呉市警固屋七丁目三四二番一地先から 呉市警固屋八丁目一九九番一地先まで			敷地の幅員 (メートル)
			延長 (メートル)